

平成 18 年 10 月 5 日
北海道管区行政評価局

乗合バス時刻表への低床バスの運行情報表示について

—北海道管区行政評価局行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん—

総務省北海道管区行政評価局（局長：菅俊一）は、次の行政相談を受け、行政苦情救済推進会議（座長：北海道大学名誉教授 保原喜志夫）に諮り、その意見を踏まえ、本日、北海道運輸局に対してあっせんを行いました。

【行政相談の要旨】

私の母は高齢で足腰が弱いため、路線バスを利用する際、床が低く乗り降りの楽な低床バスに乗せたいと思っているが、停留所の時刻表等には、どの時刻のバスが低床バスであるか表示されていないため不便である。停留所の時刻表や配布している時刻表に低床バスの運行予定時刻を表示するなど、高齢者や身障者が路線バスを利用しやすい環境を作ってほしい。

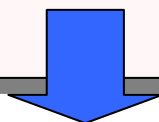
【現状】

- 北海道内には平成 17 年度末現在、633 台の低床バス(注1)が導入（車両総数に占める導入率 16.68%）されており、うち、地上面から床面までの高さがより低いノンステップバスは 197 台（同 5.19%）導入。
- 札幌市内及び旭川市内を運行する乗合バス事業者における時刻表等への低床バスの運行情報に関する表示状況等について実地調査した結果、低床バスを運行している一部の路線のみ、発車時刻を口で囲むなどにより表示している事業者や、全く表示していない事業者がみられた。
- 運輸規則(注2)には、路線ごとの発車時刻等、停留所に掲示しなければならない事項が規定されているが、車両の形態までは掲示することとされていない。
- 一方、交通バリアフリー法(注3)では、公共交通事業者は、高齢者、身体障害者等に対し、これらの者が公共交通機関を利用して移動するために必要な情報を適切に提供するように努めることが規定。
- 時刻表等への低床バスの運行情報の記載が十分行われていない現状は、低床バスしか乗ることができない高齢者や身体障害者の外出の機会を狭める要因となりかねず、低床バスの導入効果が発揮されていないと考えられる。

(注) 1 地上面から床面までの高さが 65cm 以下で、スロープ板や車いすスペースがあるなど交通バリアフリー法の移動円滑化基準に適合するバス。

2 旅客自動車運送事業運輸規則（昭和 31 年運輸省令第 44 号）

3 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 68 号）



【あっせん要旨】

乗合バスを利用する高齢者や身体障害者の利便性の確保、低床バスの効果的な活用を図る観点から、各乗合バス事業者に対し、運行状況に応じて、停留所の時刻表や配布用の時刻表及びホームページの時刻表に低床バスの運行便を表示するよう、協力を求める必要がある。